

こども家庭庁の創設について

1 創設の経過・主旨

- ・「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」(令和3年12月21日閣議決定。概要は別紙「基本方針のポイント」)に基づき、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現に向けた、新たな司令塔として創設

2 法律・事務の移管・共管・関与について

- ・各府省庁に分かれているこども政策に関する総合調整権限を一本化
- ・こどもの権利利益の擁護、こどもや家庭の福祉・保健等の支援を目的とする法律・事務をこども家庭庁に移管し、それ以外の政策分野を含んでいるものは他省庁と共管
- ・教育分野は引き続き文部科学省の所管とし、こども家庭庁が密接に連携
- ・他省に属しない事務を担い、各省庁の間で抜け落ちることがないように必要な取組を実施、新規の政策課題への取組

3 体制と主な事務について

(1) 成育部門

- ・妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等
- ・就学前の全てのこどもの育ちの保障
- ・相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり
- ・こどもの安全(性的被害の防止、事故防止、予防のための死亡検証(CDR)等)

(2) 支援部門

- ・様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援
- ・社会的養護の充実及び自立支援
- ・こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- ・障害児支援

(3) 企画立案・総合調整部門

- ・こどもの視点・子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整
- ・必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等
- ・データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善

4 本市の対応について

こども家庭庁が所管する事務に関連した、令和5年度本市主要事業は資料4-3のとおり